

## 勤務条件・サービスの状況等

### 1 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時間/日	8:30	17:15	12:15～13:00

(注)職務の特殊性また公務の運営上の事情により、開始時刻および終了時刻など勤務時間に違いがあります。

#### (2) 年次有給休暇の使用状況（平成20年）

概要	1年につき20日付与。また当該年の翌年に20日を限度で繰り越すことができる。
平均取得日数	7.0日

#### (3) 特別休暇の導入状況（平成21年4月1日現在）

主な休暇の種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	市長が必要と認める期間
ボランティア休暇	5日の範囲内
結婚休暇	7日の範囲内
産前休暇	8週間の範囲内
産後休暇	8週間の範囲内
授乳休暇	1日2回それぞれ30分以内
妻の出産による休暇	2日の範囲内
育児参加休暇	5日以内の範囲
忌引き休暇	
父母の祭日(法要)	1日の範囲内
夏季休暇	3日の範囲内
家族の看護休暇	5日の範囲内

#### (4) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成20年度）

区分	育児休業	部分休業
男性	3	0
女性	38	1
合計	41	1

(注)当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数である。

## 2 分限及び懲戒処分の状況

### (1)分限処分者数（平成20年度） (人)

区分	降任	免職	休職	降給
市長部局等	0	0	3	0
教育委員会	0	0	4	0
消防	0	0	0	0
合計	0	0	7	0

(注)分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合(病気等)に、本人の意に反して行う処分をいう。

### (2)懲戒処分者数（平成20年度） (人)

区分	戒告	減給	停職	免職
市長部局等	3	0	0	1
教育委員会	0	1	0	0
消防	0	0	0	0
合計	3	1	0	1

(注)懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分をいう。

## 3 服務の状況

### (1) 服務規律遵守のための取組み(平成21年度)

年末における綱紀肅正及び交通安全意識の徹底を図るため通知に加え、講習会の開催、また選挙時における服務規律の確保を図るため通知の発出等により内容の周知徹底を行う。

## 4 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の状況(平成21年度)

職員の意識啓発、進むべき方向の確認と職員相互の共通理解を深めるとともに基礎的能力、基本的行動の向上を図るため研修を行う。

### (2) 勤務成績評定の状況(平成21年度)

行政職給料表の適用者(消防職員除く)を対象に人事考課制度を実施し、その制度実施で得られた前年度の考課結果等をもとに、係長級以上の職員を対象に平成19年4月1日の査定昇給、また今年度の勤勉手当の成績率への反映を行う。今年度については、消防職員・技能労務職員においても人事考課制度の試行をしており、今後、結果を反映する層の拡大や、制度の試行または未試行の職種を本格実施していくことにより人事考課制度の適用者の拡大を図っていく。

## 5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害の発生状況等(平成20年度)

区分	市長部局等	教育委員会	消防
公務災害	16	1	2
通勤災害	1	0	2
計	17	1	4

## 6 公平委員会

(1) 措置要求及び不服申し立ての状況(平成20年度)

区分	件数
措置要求	0
不服申し立て	0